

重要事項説明書

（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス

あなたに対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	沖縄県宮古島市城辺字西里添 788 番地 3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会長 野原 勝
電話番号	0 9 8 0 - 7 7 - 8 6 6 1

介護保険法令に基づき沖縄県知事又は宮古島市長から指定を受けている事業所名称（ 指 定 番 号 ）	各事業所につき介護保険法令に基づき沖縄県知事又は宮古島市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
宮古島市社協指定居宅介護支援事業所 (4770600221)	居宅介護支援事業
宮古島市社協指定訪問介護事業所しゃきょう (4774800041)	訪問介護
宮古島市社協指定通所介護事業所ぐすくべ (4774700043)	通所介護
宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま (4795500075)	小規模多機能型居宅介護

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きゅーぎ		
指定事業者番号	4795500067		
所在地	宮古島市城辺字長間 1419 番地の 1		
電話番号	0 9 8 0 - 7 4 - 4 0 0 7		
営業日	3 6 5 日		
営業時間（訪問サービス）	2 4 時間		
同（通いサービス）	午前 9 時～午後 5 時		
同（宿泊サービス）	午後 5 時～午前 9 時		
通常の事業の実施地域	宮古島市城辺地区		
登録定員	29 人	※当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。	
利用定員（通いサービス）	18 人		
同（宿泊サービス）	9 人		

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者 (介護支援専門員兼務)	1 人	常勤 1 名 午前 8 時半～午後 5 時 1 5 分
看護師	4 人	非常勤 4 名 午前 8 時～午後 5 時
介護従業者	8 人 以上	常勤、非常勤 午前 8 時～午後 5 時を基本としたシフト制 利用者宿泊時夜勤あり (利用者の状況に対応)

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
小規模多機能型居宅介護サービス	通い 訪問 宿泊	保険適用有	1 月	別紙 1
食事の提供に関する費用	朝食 (宿泊時、場合により通い) 昼食 (通い利用時) 夕食 (宿泊時、場合により通い)	保険給付外	1 回	3 0 0 円 3 0 0 円 3 0 0 円
宿泊に要する費用	< 宿泊室の詳細 > 広さ 7 6 . 4 平方メートル 定員数 9 人	保険給付外	1 泊	2, 000 円
おむつ代	おむつ使用時 (持ち込み可)	保険給付外		実費

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

7 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 午前 8 時～午後 5 時 土日 午前 8 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0 9 8 0 - 7 4 - 4 0 0 7 (24 時) 受付担当者 普天間直之 解決者 奥松千恵美
宮古島市高齢者支援課	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0 9 8 0 - 7 3 - 1 9 6 4
沖縄県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0 9 8 - 8 6 0 - 9 0 2 6

8 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	城辺中央クリニック
	院長名	下地 晃
	所在地	宮古島市城辺字比嘉 628 番地 5
	電話番号	0 9 8 0 - 7 7 - 4 6 9 3
	診療科	内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科・産科、婦人科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	無し
	契約の概要	当事業者と病院は通常並びに緊急時の医療行為に関する契約
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

9 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	非常災害時には関係機関と連携をとり、必要な措置を講じます。 また、非常災害時に備えてマニュアルを整備します。
避難・救出等必要な訓練の実施について	利用者、職員を交えての防災訓練を年に2回行います。

10 高齢者虐待防止の取り組み

当事業所では、介護保険法第115条の32及び高齢者虐待防止法に基づき、次のとおり虐待防止のための措置を講じています。

① 虐待防止の基本方針

事業所は、利用者の尊厳を守り、いかなる形態の虐待も許さないという基本姿勢を明確にし、すべての職員がこの方針を理解し、実践します。

② 虐待防止のための組織体制

- ・虐待防止の責任者（虐待防止委員）を配置しています。
- ・事業所内に「虐待防止委員会」を設置し、定期的に職員による事例検討や研修等を実施しています。

③ 職員研修の実施

- ・すべての職員に対し、虐待防止に関する定期的な研修を年2回以上実施します。
- ・新人職員には必ず虐待防止に関する初任者研修を行います。

④ 通報・相談体制

- ・虐待が疑われる場合、職員は速やかに虐待防止責任者へ報告する体制を整備しています。
- ・重大な場合は、市町村や関係機関（地域包括支援センター等）と連携して対応します。
- ・匿名での通報・相談も受け付け、報復的扱いは一切行いません。

⑤ 再発防止と評価

- ・虐待が発生した場合は、速やかに原因分析と対応策を実施し、必要に応じて関係機関へ報告します。
- ・再発防止策を「虐待防止マニュアル」に反映し、継続的な見直しを行います。

⑥ 利用者・家族への周知

- ・虐待防止方針を重要事項説明書および契約書に明記し、契約時に利用者・家族に説明します。
- ・虐待に関する相談窓口の連絡先を掲示・文書で提供しています。

⑦ 虐待防止責任者の配置

当事業所では、虐待防止に関する措置を的確に実施するため、以下の職員を「虐待防止責任者」として配置しています。責任者は、虐待の未然防止、発見時の対応、職員への研修、外部通報時の連携等を統括します。

虐待防止責任者（管理者兼介護支援専門員） 奥松 千恵美 0980-74-4007

※当事業所では、介護保険法及び高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止のための研修、組織体制、相談・通報体制等を整備しております。詳細は本書 10 項をご参照ください。

小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基
づいて重要事項の説明を行い交付しました。
この重要事項説明書に変更のある場合は、事前に連絡し同意を得ます。

(説明年月日) 令和 年 月 日

事業者	住所	宮古島市城辺字西里添 7 8 8 - 3
		社会福祉法人
		宮古島市社会福祉協議会
	名称	会 長 野原 勝
説明者	職名	管理者兼介護支援専門員

氏名 奥松 千恵美 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け同意し、又、この
重要事項説明書を受領しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印
(続柄 _____)

別紙 1 (令和 6 年 4 月サービス分から)

小規模多機能型居宅介護利用料金表 (厚生労働大臣が定める額)

介護度	利用基金 額	自己負担額		
		(3 割)	(2 割)	(1 割)
要支援 1	34,500 円	10,350	6,900	3,450
要支援 2	69,720 円	20,916	13,944	6,972
要介護 1	104,580 円	31,374	20,916	10,458
要介護 2	153,700 円	46,110	30,740	15,370
要介護 3	223,590 円	67,077	44,718	22,359
要介護 4	246,770 円	74,031	49,354	24,677
要介護 5	272,090 円	81,627	54,418	27,209

※自己負担額は介護保険負担割合証に記載される割合 (1 割・2 割・3 割) により決定します。

※ただし、月の途中からの利用の場合には日割りの計算になります。

○初期加算 : 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定の単位数を加算する。30 日を越える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

30 単位/日

○認知症加算 (Ⅲ) : 日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者 (認知症日常生活自立度Ⅲ以上)

760 単位/月

○認知症加算 (Ⅳ) : 要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者 (認知症日常生活自立度Ⅱ)

460 単位/月

○総合マネジメント強化加算Ⅱ : 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護

職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画（ライフサポートプラン）の見直しを行っている。利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

800単位／月

○介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：すべての利用者が対象。

小規模多機能型居宅介護の基本単位に各種加算を加えた単位数
×13.4%

○身体拘束廃止取組の有無 基準型

○高齢者虐待防止措置の実施の有無：実施（虐待防止責任者配置、委員会設置、職員研修、通報体制等整備済み）

○業務継続計画策定の有無 基準型

○特別地域小規模多機能型居宅介護加算：基本料金×15%

○登録定員超過減算：登録者の数が登録定員を超えた場合に適用。
所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。

○人員欠如減算： 従業者が人員基準に定める人員を置いていない場合。
所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。

○過少サービスに対する減算：事業所の利用者1人当たりの平均サービス提供が一週間に4回未満の事業所について適用する。
所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記のとおり使用することに同意します。

1. 使用目的 別記 1 のとおり
2. 個人情報を提供する機関
 - ☐ 居宅サービスに掲載されている事業所
 - ☐ 医療機関
 - ☐ 公的機関（沖縄県、宮古島市、国保連）
 - ☐ 保険会社
 - ☐ ご家族
3. 使用する期間
介護サービス契約期間
4. 使用条件
次の情報は使用しない。

情報	
提供先	

宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きゃーぎ

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

ご家族 住所

氏名 _____ 印 _____

別記 1

当居宅介護事業所の個人情報利用目的

お客様及びご家族の個人情報は、同意を得ない限り使用しません。
下記の事項については同意を得た上で個人情報を使用します。

1. 介護サービスの提供における利用

- ☐ 介護サービスを実施するとき、及び説明するとき
- ☐ 医療機関、介護事業者との連携及び照会する場合
- ☐ 外部の医療、保健、福祉の専門家の意見を求める場合
- ☐ 利用者様のご家族等へ心身の状況を説明する場合

2. 事業所内の事務における利用

- ☐ 介護に関する記録をする場合
- ☐ 給付費・利用料請求や会計、経理の事務
- ☐ 公費負担に関する行政機関への請求関係書類の提出
- ☐ 管理運営業務に関する利用

3. 他の法律で求められる報告、提出書類における利用

- ☐ 監督省庁への届出・報告等の場合
- ☐ 第三者評価機関及び介護サービス情報公表制度の調査への資料提示
- ☐ 賠償保健等の手続きの場合

4. 介護の質の向上における利用

- ☐ 職員の教育研修や介護の質の向上を目的とした事例研究
- ☐ 介護実習等の受入れの場合

情報開示の請求について

お客様ご自身から、当該本人に係る保有の個人情報について、書面又は口頭により、その開示の申し出をされた場合は、身分証等により本人であることを確認の上、開示をすることができます。ただし、

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利害を害する恐れがある場合
 - ② 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- には、その全部又は一部を開示しないことができます。

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1、本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2、本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3、本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4、本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5、本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため適切な措置を講じます。
- 6、本会は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7、本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8、本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9、本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年10月1日制定

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会
会 長 野原 勝